

<第133号>

令和3年8月1日発行

# 少年センターだより

可児市役所 人づくり課内 ☎ 62-1111(内線 2116)

## 可児市少年センターは

可児市の市民部人づくり課に事務局があります。

青少年の健全育成のために、相談活動、市内全域の防犯活動、不審者情報のメール配信、また、岐阜県青少年健全育成条例にもとづいた本屋やコンビニエンスストア等への立入調査などの活動を行っています。

特に防犯活動については、コロナ禍のため現在は事務局職員による限られた時間帯での実施ですが、例年は市内各地区の青少年育成市民会議補導部員の皆様に補導員をお願いして、青パトによる巡回を年間100日程行っています。

## 少年センター相談窓口をご利用ください。

<家族(かぞく)のこと/遊(あそび)仲間(なかま)のこと/  
ネットでのこと/SNSでのこと/こんな活動したい/  
・・・など、どんなことでもご相談ください>

電話 62-1111(内線 2116) FAX62-1376<平日 9:00~16:00>

メール [seisyonensoudan@city.kani.lg.jp](mailto:seisyonensoudan@city.kani.lg.jp)・・・右上の2次元コードから・・・>

対象は 青少年のみなさん(小学生~青年のみなさん、幅広く受け付けます)

保護者のみなさん 地域のみなさん 外国籍市民のみなさん

対応は 青少年相談員が受けます(個人の秘密は厳守します)



## 「青パト」で市内を巡回しています

・正式には「青色回転灯搭載車両」によるパトロールといます。岐阜県警察及び中部運輸局の許可を受けて運行しています。



・コロナ禍の今は、少年センターの相談員が児童生徒のみなさんの下校に合わせて、通学路や学校、駅や公園周辺を巡回しています。

・帷子地区や桜ヶ丘地区では、独自の青パトによるパトロールをいただいています。

・この他に、地区の青少年育成市民会議のみなさんが徒歩等による地域の安全パトロールを行っていただいています。

※2面「令和2年中の少年非行の現況」3面「少年の福祉を害する犯罪状況」4面「岐阜県の相談窓口紹介」

### (1) 令和2年中の少年非行の現況

令和元年に比べて刑法犯少年が減少し、特別法犯が増加していますが、全体としては減少傾向にあるといえます。一方、不良行為少年は増加しています。

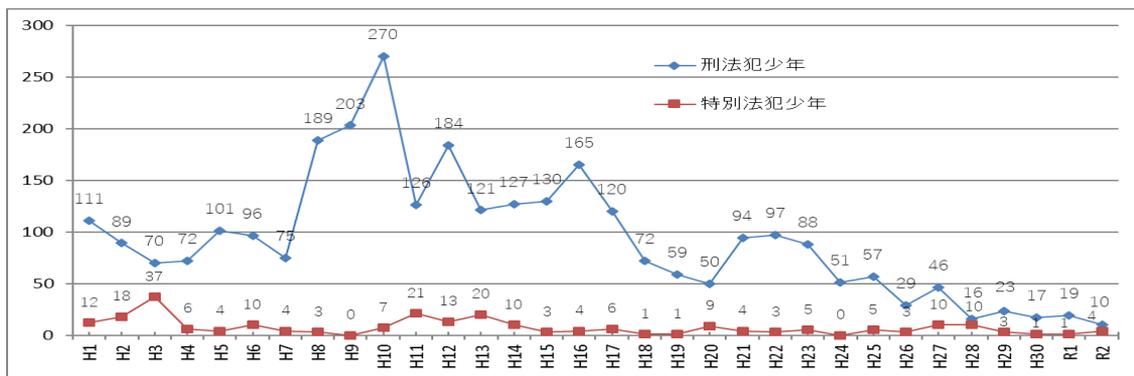
区分		岐阜県内				可児署管内			
		令和2年	令和元年 (平成31年)	前年対比		令和2年	令和元年 (平成31年)	前年対比	
非行				人員	比率 (%)			人員	比率 (%)
刑法犯 少年(人)	犯罪少年	235	295	-60	-20.3	10	16	-6	-37.5
	触法少年	50	105	-55	-52.4	0	3	-3	-100.0
	小計	285	400	-115	-28.8	10	19	-9	-47.4
特別法犯 少年(人)	犯罪少年	79	68	11	16.2	4	1	3	300.0
	触法少年	11	6	5	83.3	0	0	0	0.0
	小計	90	74	16	21.6	4	1	3	300.0
ぐ犯少年(人)		3	6	-3	-50.0	0	0	0	0.0
計		378	480	-102	-21.3	14	20	-6	-30.0
不良行為少年(人)		12,266	10,234	2,032	19.9	785	502	283	56.4

※ 刑法犯(窃盗犯、粗暴犯、風俗犯等)、特別法犯(軽犯罪法違反、迷惑防止条例違反、銃刀法違反等)、不良行為少年(喫煙、深夜徘徊、暴走行為、飲酒等)

※ 犯罪少年：14歳～19歳、触法少年14歳未満、虞(ぐ)犯少年：犯罪を犯す恐れがある少年

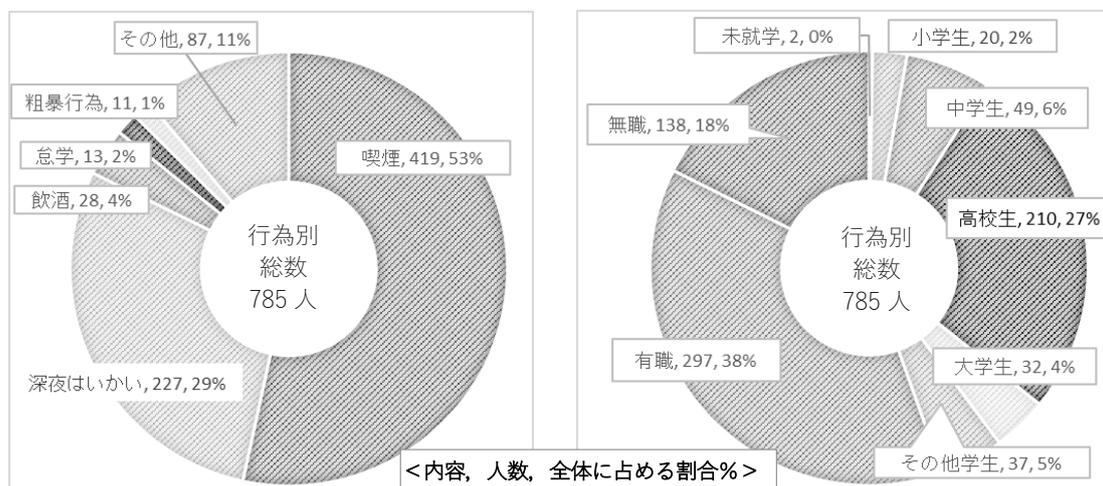
### (2) 平成～令和年間における可児警察署管内の刑法犯・特別法犯少年の検挙数推移

次のグラフが表しているように、平成10年頃を境に減少傾向にあります。



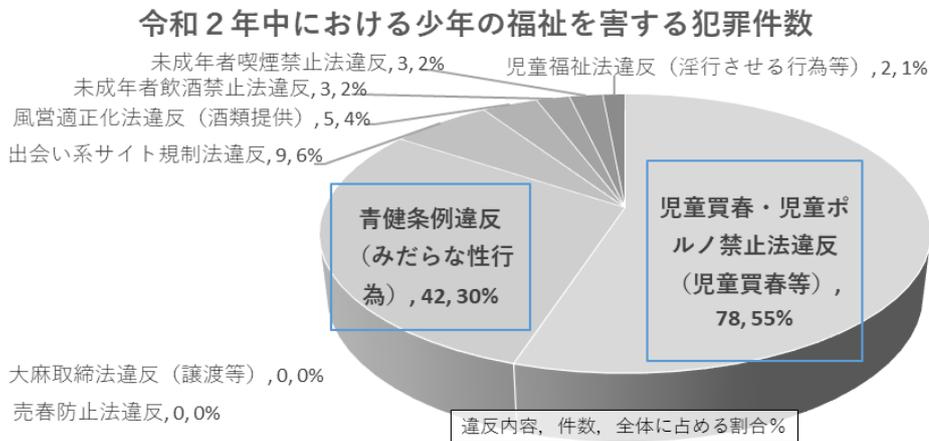
### (3) 令和2年中の可児警察署管内の補導少年((1)の不良行為少年)の現況

可児署による補導事案は、行為別では「喫煙」「深夜徘徊」での補導が多く、学識別では、補導人数の多い順に有職少年、高校生、無職少年となっています。



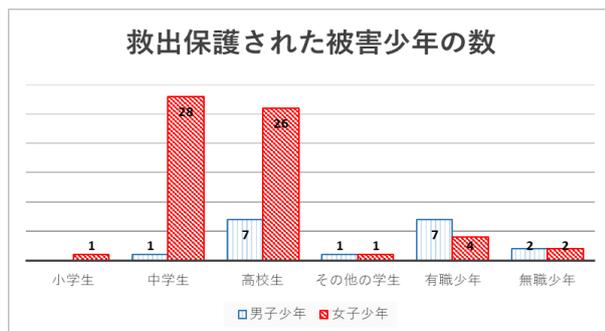
## 令和2年中の岐阜県内における少年の福祉を害する犯罪の状況

次のグラフは、令和2年中の岐阜県内における「19歳以下の少年の福祉を害する（心身を傷つける）犯罪」の現況を表したグラフです。特に、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春等）と岐阜県青少年健全育成条例違反（みだらな性行為）に係る犯罪が85%を占めています。



また、右のグラフのように救出された被害少年の男女別、学識別の人数を見ると女子中学生と女子高校生の被害が大変多いことがわかります。

さらに、右下のグラフのように SNS や出会い系サイトに起因する「少年の福祉を害する犯罪」の検挙件数は、平成26年から、増加傾向にあります。

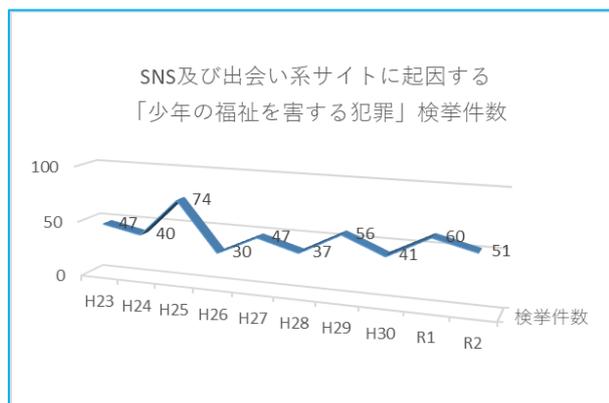


こうした被害から子どもたちを守るためには、インターネットやスマートフォンを利用するときに心配されることを親子でしっかりと話し合い、そのために子ども自身が納得して守ることができるルールづくりを行うことが大切になります。

特に心配されるトラブルの事例として次のようなものがあります。

- ・使いすぎによる生活リズムの乱れ
- ・なにげない言葉でトラブルに発展
- ・ネットに流れた情報は回収が困難
- ・ネットだけでは相手の本当の姿がわからない
- ・内緒で課金や物の売買をして、保護者に迷惑をかける

こうしたトラブルを防ぐためにどうしたらよいのかを話し合っ規則を決めましょう。例えば、『利用時間を決める』『子ども部屋に持ち込まない』『写真や動画を SNS 等にアップしない』『相手を傷つける言葉を使わない』等々の約束づくりをしましょう。



# 岐阜県の相談窓口の紹介

岐阜県には、さまざまな相談窓口が設置されています。青少年だけでなく、その保護者からの相談にも対応しています。電話で相談がしづらい時には、メールでの相談も受け付けています。いずれにしても、困っていることや悩んで解決が難しいと感じていることがありましたら、ぜひ利用してください。

## ◇ 岐阜県青少年SOSセンター

電話 : 0120-247-505

メール : [s-soudan@govt.pref.gifu.jp](mailto:s-soudan@govt.pref.gifu.jp)

FAX : 0120-505-783

- ひきこもり、いじめ、不登校、非行、友人関係、親子関係、不安、就労等の悩みに対応
- 365日、24時間対応のフリーダイヤル  
(午後8時～翌朝9時は緊急の場合のみ)
- 悩みを抱えている青少年、その保護者にも対応  
(小・中・高校生～概ね39歳)

## ◇ 岐阜県警察少年サポートセンター (ヤングテレホンコーナー)

電話 : 0120-783-800

メール : [gifu.young.783800@ezweb.ne.jp](mailto:gifu.young.783800@ezweb.ne.jp)

- 被害にあいそう。被害にあってしまった。
- 誘われて、断れなくて困っている。・・・等々

## ◇ 岐阜県若者サポートステーション

電話 : 058-216-0125

メール : [gifusapo@icds.jp](mailto:gifusapo@icds.jp)

FAX : 058-216-0124

- 無業状態の若者の社会的・職業的自立を目指す若者のための総合相談窓口です
- 15歳～49歳までの若者およびその保護者が対象で、相談はすべて無料・予約制です
- 可児市においても、毎週水曜日に総合会館で相談会が開かれています